

(目的)

第1条 この規則は、長崎大学(以下「本学」という。)において、生物学的目的で病原体等を実験的に取り扱う際、病原体等の取扱い及び管理を安全に行わせ、かつ、実験、研究その他の業務を必要以上に制約することなく生物災害を防止するため、作業環境を整備すること並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に基づく特定病原体等による感染症の発生、まん延及び事故を防止することを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、感染症法その他関係法令の定めるところによる。

2 この規則は、感染症法に基づく感染症発生予防規程に定めるべき事項を含むものとする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 病原体等 病原微生物及び動植物が産出する毒性物質等、生物学的相互作用を通して人体や環境に災害を及ぼす可能性のある物質をいう。
- (2) 特定病原体等 病原体等のうち特定病原体等一覧(別表第1)に掲げる感染症法で規定する一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等及び四種病原体等をいう。
- (3) 生物災害等 病原体等が生物学的相互作用を通して人体や環境に及ぼす災害並びに病原体等の紛失、盗難、濫用・悪用等をいう。
- (4) 部局等 病原体等を実験的に取り扱う学部、生産科学研究科、医歯薬学総合研究科、熱帯医学研究所、医学部・歯学部附属病院、保健・医療推進センター及び学内共同教育研究施設をいう。
- (5) 部局等の長 前号に規定する部局等の長をいう。
- (6) 職員等 病原体等を取り扱う職員(フルタイム及びパートタイムを含む。)、研究員、研究生、学生及び管理区域の維持・管理等のため立入りを許可された者をいう。
- (7) 管理区域 本学において病原体等の安全な管理が必要な区域(実験室等、空調に関わる設備区域及び病原体等を保管又は滅菌する区域を含む。)をいう。
- (8) 実験室等 実験室、検査室及び実習室をいう。

(学長及び部局等の長の責務)

第4条 学長は、感染症法及びその付随条件(以下「感染症法等」という。)並びにこの規則に基づき、本学における生物災害等防止のための安全確保に関して総括する。

2 部局等の長は、感染症法等及びこの規則に基づき、当該部局等における生物災害等防止のための安全確保に関して必要な措置を講じなければならない。

(安全委員会)

第5条 本学に、長崎大学生物災害等防止安全委員会(以下「安全委員会」という。)を置く。

第6条 安全委員会は、学長の諮問に応じ、又は独自に次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 生物災害等防止のための安全管理(以下「安全管理」という。)に係る問題事項
- (2) 安全管理基準等の作成、病原体等の危険度分類及び感染症法に基づく特定病原体等の分類に関する事項
- (3) 実験室等及び設備の安全管理並びに感染症法等で定める施設の基準を満たすために必要な整備に関する事項
- (4) 職員等に対する教育訓練及び健康管理に関する事項
- (5) 病原体等の滅菌等の処理、記帳及び情報管理に関する事項
- (6) 実験計画及び病原体等を取り扱う業務(以下「実験等」という。)の安全管理基準への適合性並びに特定病原体等を取り扱う実験室等及び設備の感染症法等への適合性の審査に関する事項
- (7) 事故発生の際に必要な措置及び改善策に関する事項
- (8) 安全管理に関する規則等の制定及び改廃に関する事項
- (9) その他安全管理に関し必要な事項

2 安全委員会は、前項の規定により独自に調査審議した結果、必要と認めた場合は、部局等の長に勧告し、及び学長に意見を具申することができるものとする。

3 学長及び部局等の長は、前項の安全委員会の勧告又は意見を尊重しなければならない。

4 安全委員会は、必要に応じ、第13条の病原体等取扱主任者、第15条の安全責任者及び第17条の作業責任者に報告を求めることができる。

第7条 安全委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病原体等の取扱いに関して学識経験のある教授、准教授、専任の講師又は助教 1人
- (2) 前号以外の自然科学分野の教授、准教授、専任の講師又は助教 3人
- (3) 人文・社会科学分野の教授、准教授、専任の講師又は助教 1人
- (4) 予防医学を専攻する教授、准教授、専任の講師又は助教 1人
- (5) 保健・医療推進センターのセンター長、教授又は准教授
- (6) 研究国際部長
- (7) その他学長が必要と認めた者

2 委員は、学長が任命する。

3 第1項第1号から第4号まで及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 第1項第1号から第4号まで及び第7号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 安全委員会に委員長を置き、委員のうちから研究を担当する理事が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第9条 安全委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 安全委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

第10条 委員長が必要があると認めるときは、安全委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

第11条 安全委員会の事務は、研究国際部学術国際課において処理する。

第12条 第5条から前条までに規定するもののほか、安全委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(病原体等取扱主任者)

第13条 本学に、生物災害等防止のための安全確保に関し学長を補佐するため並びに特定病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止について監督を行わせるため、病原体等取扱主任者1人を置く。

- 2 病原体等取扱主任者は、感染症法等及びこの規則を熟知するとともに、病原体等の取扱いの知識経験に関する要件として厚生労働省令で定めるものを備える者でなければならない。
- 3 病原体等取扱主任者は、学長が任命する。
- 4 病原体等取扱主任者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 病原体等取扱主任者に事故があるときは、その都度第2項に定める要件を備える者のうちから学長の選任した代理者がその職務を代行する。
- 6 病原体等取扱主任者に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 病原体等取扱主任者は、立入り検査等への立会い、職員等への教育訓練等を行うとともに、二種病原体等の取扱施設に立ち入る者に対し、感染症法等及びこの規則の実施を確保するための指示を行う。

- 2 病原体等取扱主任者は、次条の安全責任者と緊密な連絡をとり、安全管理に関して安全責任者に指導、助言又は勧告するものとし、必要に応じ、安全責任者に報告を求めることができる。
- 3 病原体等取扱主任者は、安全委員会と十分連絡をとり、必要な事項について安全委員会に報告するものとする。
- 4 病原体等取扱主任者は、病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に関し必要と認めた場合は、部局等の長に勧告し、及び学長に意見を具申することができるものとする。
- 5 学長及び部局等の長は、前項の病原体等取扱主任者の勧告又は意見を尊重しなければならない。

(安全責任者)

第15条 部局等ごとに、当該部局等における安全管理に関し部局等の長を補佐するため、安全責任者1人を置くものとする。

- 2 安全責任者は、感染症法等及びこの規則を熟知するとともに、生物災害等の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した者でなければならない。
- 3 安全責任者は、部局等の長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 4 安全責任者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 安全責任者に事故があるときは、その都度、部局等の長の推薦に基づき、学長が任命する代理者がその職務を代行する。
- 6 安全責任者に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第16条 安全責任者は、次に掲げる任務を果たすものとする。

- (1) 実験室等における安全管理状況を把握すること。
  - (2) 実験等が感染症法等、この規則及び安全管理基準に従って適正に遂行されていること並びに特定病原体等を取り扱う実験室等及び設備が感染症法等に従って適正に維持・管理されていることを確認すること。
  - (3) 次条の作業責任者及び第18条の作業従事者に対する必要な指導、助言又は勧告を行うこと。
  - (4) その他実験等に伴う生物災害等防止のための安全確保に関し必要な事項の処理に当たること。
- 2 安全責任者は、その任務を果たすに当たり、病原体等取扱主任者と十分連絡をとり、必要な事項について部局等の長を経て、病原体等取扱主任者又は安全委員会に報告するものとする。
  - 3 安全責任者は、必要に応じ、次条の作業責任者に報告を求めることができる。

(作業責任者)

第17条 実験等ごとに、次条の作業従事者の中から、実験等の遂行に責任を負う者(以下「作業責任者」という。)を置くものとする。ただし、同一講座、部門等において複数の実験等が行われる場合で、実験等の管理監督に支障がないときは、当該実験等につき1人とすることができる。

- 2 作業責任者は、感染症法等及びこの規則を熟知するとともに、生物災害等の発生を防止するための知識及び技術並びにこれを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した者でなければならない。
- 3 作業責任者は、次に掲げる任務を果たすものとする。
  - (1) 実験等の立案及び実施に際しては、感染症法等、この規則及び安全管理基準を遵守すること。
  - (2) 安全責任者との緊密な連絡の下に、実験等の管理監督に当たること。
  - (3) 安全管理に関するマニュアルを作成し、所属部局等の長を経て、安全委員会に報告すること。

- (4) 第19条及び第20条の規定に基づき、実験室等の維持・管理等及び病原体等の取扱い等を適切に行うこと。
  - (5) 安全管理に必要な整備及び点検を実施し、記録を保存すること。この場合において、この記録は、安全責任者、部局等の長又は安全委員会の求めに応じて提示するものとする。
  - (6) 前号の点検は、各設備等に応じて次のとおりとすること。
    - ア 実験室等の吸排気フィルターの点検及び交換
    - イ 安全キャビネットの性能点検
    - ウ 空調設備の性能点検
  - (7) 事故が発生したとき又は第5号の点検の結果、異常を認めるときは、第3号に規定するマニュアルに従い、適切な処置を講じるとともに、必要に応じて第28条第4項、第29条第2項又は第30条第2項の規定により安全責任者及び部局等の長に連絡すること。
  - (8) 次条の作業従事者に対して、感染症法等、この規則及び安全管理基準を熟知させるとともに、実験等に伴う生物災害等防止のため、第26条に規定する教育訓練を行うこと。
  - (9) その他安全管理に関し、感染症法等、この規則及び安全管理基準に定められた必要な事項を実施すること。
- 4 作業責任者は、その任務を果たすに当たり、安全責任者と十分連絡をとり、必要な事項について安全責任者及び部局等の長に、又は部局等の長を経て安全委員会に報告するものとする。

#### (作業従事者)

第18条 実験等を行う者(以下「作業従事者」という。)は、実験等の実施に当たっては安全確保に十分に留意し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ病原体に係る標準実験法並びに実験等に特有な操作方法及び関連する技術に精通し、習熟していることが望ましい。

2 作業従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自己及び周囲の環境の安全確保に関して責任を持つこと。
- (2) 安全管理又は安全確保及び事故等に関する疑問点については、作業責任者の判断を仰ぐこと。
- (3) 作業責任者の指示に従うこと。
- (4) 第27条第2項に規定する健康診断を受診するとともに、自己の健康管理に配慮し、及び責任を持つものとし、病原体等の感染による病気の疑いがある場合には、作業責任者及び部局等の長に報告すること。
- (5) 実験等に伴う生物災害等防止のための安全確保に関して、感染症法等、この規則及び安全管理基準に定められた必要な事項を実施すること。

#### (実験室等の維持・管理等)

第19条 作業責任者は、実験室等及び設備の整備状況に常に留意し、特定病原体等を取り扱う実験室等については、病原体等を取り扱う施設の構造及び設備の基準一覧(別表第2)に掲げる基準を満たし、かつ、病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準一覧(別表第3)に掲げる基準に従って維持・管理しなければならない。

2 作業責任者は、承認を受けていない実験室等を特定病原体等の取扱施設として使用する場

合は、病原体等取扱施設申請書(別記様式第1号)により、所属部局等の長を経て、学長に申請し、承認を受けなければならない。

- 3 作業責任者は、前項の規定により学長の承認を受けた特定病原体等の取扱施設の使用を終了するときは、病原体等取扱使用終了届(別記様式第2号)により、所属部局等の長を経て、学長に届け出なければならない。

(病原体等の取扱い等)

第20条 病原体等の取扱い、保管、運搬及び廃棄(以下「取扱い等」という。)に際しては、安全管理基準に従って行うものとし、環境汚染が生じないようにしなければならない。

- 2 本学においては、特定病原体等のうち一種病原体等の取扱い等はできないものとする。
- 3 作業責任者は、実験計画及び保管又は使用する病原体等について、別に定めるところにより、所属部局等の長を経て、学長に申請し、承認を受けなければならない。
- 4 前項に定めるもののほか、作業責任者は、特定病原体等を取り扱う実験計画及び保管又は使用する特定病原体等について、特定病原体等取扱申請書(別記様式第3号)により、所属部局等の長を経て、学長に申請し、承認を受けなければならない。
- 5 作業責任者は、特定病原体等を廃棄するときは、特定病原体等滅菌・廃棄届(別記様式第4号)により、所属部局等の長を経て、学長に届け出なければならない。
- 6 作業責任者は、特定病原体等の本学以外の機関への譲渡については、特定病原体等譲渡申請書(別記様式第5号)様式により、あらかじめ所属部局等の長を経て、学長に申請し、承認を受けなければならない。
- 7 作業責任者は、特定病原体等を運搬しようとする場合は、感染症法及び厚生労働省令の規定に基づく運搬の基準、厚生労働省告示で定める特定病原体等の運搬に係る容器等に関する基準及び厚生労働省が定める特定病原体等の安全運搬マニュアルに従わなければならない。
- 8 作業責任者は、特定病原体等を事業所外へ運搬しようとする場合は、特定病原体等運搬申請書(別記様式第6号)により、所属部局等の長を経て、学長に申請し、承認を受けなければならない。
- 9 学長は、前項の規定により承認を与えた場合は、感染症法に基づき、公安委員会に届け出なければならない。
- 10 作業責任者は、特定病原体等を事業所内で運搬する必要がある場合は、別に定めるところにより行わなければならない。

(実験等又は作業従事者の審査等)

第21条 実験等について、実験室等、作業従事者の様態等を審査して特に危険であると安全委員会が認めた場合は、学長は、当該実験等又は作業従事者を制限することができる。

- 2 前項の審査は、実験室等の安全管理に関する整備状況、作業従事者の訓練、経験の程度等に基づき、行うものとする。

(管理区域への立入り制限)

第22条 第26条に規定する教育訓練を受けていない者は、管理区域に立ち入ることができな

い。

- 2 前項の規定にかかわらず、作業責任者は、病原体等取扱主任者の同意を得て、自らの指導の下に、見学者の管理区域への一時的な立入りを許可することができる。
- 3 第26条に規定する教育訓練を受けた者であっても、妊婦及び免疫不全者は、作業責任者の許可がなければ管理区域へ立ち入ることができない。
- 4 作業責任者は、必要と認めたときは管理区域への立入りを制限することができる。
- 5 安全委員会は、取り扱う病原体等によっては、管理区域への立入りを制限するよう部局等の長に勧告することができる。

(管理区域等に係る標示)

第23条 作業責任者は、特定病原体等又は安全委員会が分類する病原体の危険度分類においてBSL2及びBSL3とされた病原体等を保管する間又は使用して実験等を行う間は、保管施設及び実験室等の出入口に次に掲げる標示をしなければならない。

(1) BSLのレベル

(2) 作業責任者の氏名及び連絡先

(3) 厚生労働大臣が指定する国際バイオハザード標識

2 前項の病原体等の保管庫には、厚生労働大臣が指定する国際バイオハザード標識並びに作業責任者の氏名及び連絡先を標示しなければならない。

(記録及び保存)

第24条 作業責任者は、前条第1項の特定病原体等(四種病原体等を除く。)及び病原体等の取扱い等に関して帳簿を整え、病原体等の保管、使用及び滅菌等に関する事項、実験室の入退室等施設の点検、教育訓練の実施等について記録し、保存するものとする。この場合において、作業責任者は、当該帳簿の情報セキュリティを適切に行い、安全責任者、部局等の長又は安全委員会の求めに応じて提示するものとする。

(情報管理)

第25条 第19条、第20条及び第31条に定める特定病原体等の取扱いに関する申請書、届出書及び報告書並びに前条の帳簿(以下「申請書等」という。)については、次に掲げる方法により管理しなければならない。

(1) 紙媒体の申請書等については、施錠可能なロッカー等に保管し、その鍵を適切に管理すること。

(2) 電子媒体の申請書等を、パソコン等に内蔵された記録媒体に保存する場合は、関係者以外の者が申請書等のファイルへアクセスできないようネットワークへ接続しない等の必要な措置を講ずるとともに、ワイヤーロック等を用いパソコン等の盗難防止の措置を講ずること。

(3) 電子媒体の申請書等を、パソコン等に内蔵された記録媒体以外の記録媒体に保存する場合は、当該記録媒体を第1号と同様の方法により保管すること。

(4) 電子媒体の申請書等は、定期的に紙媒体で出力し、第1号と同様の方法により保管すること。

#### (教育訓練)

第26条 作業責任者は、作業従事者に対し、実験等の開始前に感染症法等、この規則及び安全管理基準を熟知させるとともに、次に掲げる事項について教育訓練を行うものとする。

- (1) 危険度に応じた病原体等の安全な取扱いに関する事。
  - (2) 実施しようとする実験等の危険度に関する事。
  - (3) 事故発生の場合の措置に関する事。
  - (4) 物理的及び生物学的封じ込め等に関する事。
  - (5) 実験等を実施するに当たっての安全管理に関する事。
  - (6) その他安全管理に関して必要な事項
- 2 前項に定めるもののほか、作業責任者は、管理区域に初めて立ち入る者に対し、事前に教育訓練を行わなければならない。
- 3 作業責任者は、二種病原体等を取り扱う施設に立ち入る者に対し、感染症法等に基づき、1年を超えない期間ごとに教育訓練を行わなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、病原体等取扱主任者は、必要に応じ、職員等に対し、病原体等の安全な取扱いに関する基本的な事項について教育訓練を行うものとする。

#### (健康管理)

第27条 部局等の長は、作業従事者に対し必要な健康管理を行わなければならない。

- 2 前項の健康管理のうち、作業従事者に対して行う健康診断及びその結果の記録の取扱い並びに事後措置等で職員に係るものについては、長崎大学安全衛生管理規則(平成16年規則第38号)の定めるところによる。
- 3 職員以外の者に係る前項の措置については、職員に準じて行うものとする。
- 4 部局等の長は、必要に応じ、作業従事者が病原体等を取り扱う場合には、実験開始前に予防治療の方策についてあらかじめ検討しておくものとする。
- 5 部局等の長は、必要に応じ、実験開始前及び開始後適当な時期に作業従事者から血清を採取し、作業従事者が本学に勤務しなくなってから2年以上経過するまで保存し、記録を作成するものとする。
- 6 部局等の長は、第18条第2項第4号の報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、必要に応じて学長及び安全委員会に報告しなければならない。

#### (ばく露と対応)

第28条 次の各号に掲げる場合は、これをばく露として取り扱うものとする。

- (1) 外傷ばく露、吸入ばく露、粘膜ばく露等により、病原体等が職員等の体内に入った可能性がある場合
  - (2) 実験室等内の安全設備の機能に重大な異常が発見された場合
  - (3) 病原体等により、実験室等内が広範囲に汚染された場合
  - (4) 職員等の健康診断の結果、病原体等によると疑われる異常が認められた場合
  - (5) 第18条第2項第4号に規定する報告があり、調査の結果、病原体等によると疑われる異常が認められた場合
- 2 前項第1号に掲げるばく露の可能性のある職員等がいる場合は、速やかに次に掲げる応急

手当を行った後、長崎県西彼保健所へ連絡し、直ちに指示された移動手段により長崎市立病院成人病センターへ当該職員を搬送するものとする。

- (1) 外傷ばく露、粘膜ばく露等により病原体等が体内に入った可能性がある場合は、傷口等を大量の水道水及び石鹼水により洗浄する。
- (2) 吸入ばく露等により病原体等が体内に入った可能性がある場合は、口腔及び鼻腔を水道水及び石鹼水により洗浄する。
- 3 第1項のばく露を発見した者は、速やかに適切な消毒剤により現場の除染を行い、作業責任者、安全責任者又は部局等の長に汚染の範囲、ばく露したと思われる病原体等の種類及び身体的異常について報告しなければならない。
- 4 前項の報告を受けた作業責任者、安全責任者又は部局等の長は、相互に連絡をとり、事態の状況を正確に把握するものとする。

(災害発生時の対応)

第29条 火災その他の災害により実験室等が危険度の高い病原体等によって汚染され、若しくは汚染されるおそれのある事態を発見した者は、直ちに作業責任者、安全責任者又は部局等の長に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた作業責任者、安全責任者又は部局等の長は、相互に連絡をとり、事態の状況を正確に把握するものとする。
- 3 第1項の通報を受けた作業責任者は、周辺にいる者に事態の発生について周知させるとともに、直ちに次に掲げる応急の処置を講じるものとする。
  - (1) 病原体等の取扱施設又は病原体等が容器に収納されているもの(以下「病原性輸送物」という。)に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署等に通報すること。
  - (2) 病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、管理区域内にいる者、病原性輸送物の運搬に従事する者又はこれらの付近にいる者に避難するよう警告すること。
  - (3) 必要に応じて病原体等を安全な場所に移すとともに、病原体等がある場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入らないための措置を講じるよう努めること。
  - (4) その他病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講じること。
- 4 前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、防御具を着用すること、病原体等にばく露する時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の病原体等のばく露をできる限り少なくするものとする。

(盗取、所在不明等の対応)

第30条 病原体等の盗取、所在不明等が発見した者は、関係者以外の立入りを禁止する等適切な現場の保全を講じた後、直ちに作業責任者、安全責任者又は部局等の長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた作業責任者、安全責任者又は部局等の長は、相互に連絡をとり、事態

の状況を正確に把握するものとする。

(緊急時の措置)

第31条 第28条第3項の報告、第29条第1項の通報又は第30条第1項の報告並びに第28条第4項、第29条第2項又は第30条第2項の連絡を受けた部局等の長は、安全委員会委員長と連絡をとり、事態の状況を必要な部署に周知するとともに、安全委員会委員長及び病原体等取扱主任者と協議した後、直ちに必要な措置(実験の一時停止及び病原体等に汚染された者又は汚染されたおそれのある者に対する医師の診察又は処置を含む。)を講じなければならない。

- 2 部局等の長は、事態の状況及び講じた措置について学長及び安全委員会委員長に報告しなければならない。
- 3 安全委員会委員長は、前項の報告を受けたときは、委員会を招集し、実験の再開、中止その他必要な措置について調査審議し、その結果に基づき学長に意見を具申するものとする。
- 4 学長は、第2項の報告及び第3項の意見を踏まえ、直ちに適切な措置を講じるとともに、第2項の報告が特定病原体等の盗取、所在不明等に関するものであるときは、感染症法で規定する事故として、遅滞なくその旨を警察官等に届け出なければならない。

(病原体等の保有状況に関する調査及び報告)

第32条 安全責任者は、学長が別に定めるところにより、各部局等が保有する病原体等の種類、保有量、保管場所等について調査し、その結果を記録及び保管するとともに、部局等の長を経て、学長に報告しなければならない。

(補則)

第33条 本学以外の研究機関等による規制を受ける病原体等の保管及び実験等の実施については、あらかじめ当該研究機関等の認可を受けるものとする。

- 2 この規則に定めるもののほか、安全管理に関して必要な事項は、安全委員会の議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年6月11日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の長崎大学生物災害防止安全管理規則(以下「旧規則」という。)第6条第1項第1号から第4号まで及び第7号の長崎大学生物災害防止安全委員会委員である者は、この規則の施行の日においてそれぞれ改正後の長崎大学生物災害等防止安全管理規則(以下「新規則」という。)第7条第1項第1号から第4号まで及び第7号の長崎大学生物災害等防止安全委員会委員となり、その任期は、新規則第7条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第12条の生物災害防止安全主任者である者は、この規則の施行の日において新規則第13条の病原体等取扱主任者となり、その任期は、新規則第13条第4項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

別表第1 (別紙1)のとおり

別表第2及び別表第3 (別紙2)のとおり

別記様式第1号 (別紙3)のとおり

別記様式第2号 (別紙4)のとおり

別記様式第3号 (別紙5)のとおり

別記様式第4号 (別紙6)のとおり

別記様式第5号 (別紙7)のとおり

別記様式第6号 (別紙8)のとおり